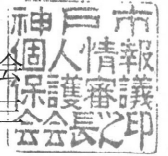


答 申 第 979 号
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 18 日付け神こ家第 5329 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

令和 3 年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童手当・児童扶養手当・低所得の子育て世帯に対する子育て
世帯生活支援特別給付金のデータの利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する児童手当情報、児童扶養手当情報等を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
児童手当・児童扶養手当・低所得の子育て世帯に対する子育て
世帯生活支援特別給付金のデータの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 979

【児童手当情報】

○受給者に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号、同居別居
要配慮適否、開始年月、終了年月

○対象児童に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号
要配慮適否、開始年月、終了年月

○算定児童（児童手当の受給者が養育する高校生相当年齢の児童）に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号
要配慮適否、開始年月、終了年月

○振込口座情報

金融機関名称、支店名称、口座種別、口座番号、口座名義人

【児童扶養手当情報】

○受給者に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号

○対象児童に関する情報

福祉個人番号、住基個人番号、氏名、生年月日、住所、郵便番号、同居別居
要配慮適否、開始年月、終了年月

○振込口座情報

金融機関名称、支店名称、口座種別、口座番号、口座名義人

【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金情報】

○受給者に関する情報

住基個人番号、氏名、生年月日、住所

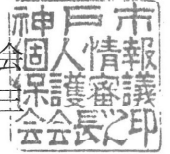
○振込口座情報

金融機関名称、支店名称、口座種別、口座番号、口座名義人

答 申 第 980 号
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 1 月 14 日付け神行住第 2045 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

令和 3 年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 980

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

住民票コード

氏名

通称名

生年月日

性別

住所

郵便番号

送付先宛名

住民日

住民でなくなった年月日

最新の住民状態

世帯番号

続柄

筆頭者

配偶者住基個人番号

答 申 第 981 号
令和 4 年 1 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年1月18日付け神行税市第5775号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
市民税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 高校生相当年齢までの児童を養育している子育て世帯を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する市民税情報を利用することは、対象者の正確な把握と審査の効率化が期待でき、迅速な支給に寄与するものであり、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

令和3年度子育て世帯に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
市民税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 981

【市民税情報】

住基個人番号

各種所得額

各種所得控除額

扶養親族数